

プログラムディレクター、プログラムスーパーバイザー及びプログラムオフィサーに
関する規則

平成27年4月1日

規則第18号

改正 平成28年4月1日規則第53号

平成28年10月18日規則第72号

平成30年12月26日規則第107号

令和2年3月25日規則第10号

令和4年6月16日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が所掌する各統合プロジェクト及び各事業のプログラムディレクター(以下「PD」という。)、プログラムスーパーバイザー(以下「PS」という。)及びプログラムオフィサー(以下「PO」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(PD、PS及びPOの配置)

第2条 機構は、医療分野研究開発推進計画に基づく各統合プロジェクト及び各事業に関し、医療研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療研究開発の環境整備という機構の目的に照らし、その適切な運用、質の向上及び見直し、研究開発課題の評価、採択課題の研究開発支援等を行うため、統合プロジェクトごとにPDを1名配置し、事業及び事業を構成する単位(以下「事業等」という。)にPS及びPOを配置する。

(PDの基本的任務)

第3条 PDは、担当する統合プロジェクトに関して次の各号に掲げる業務を、高度な専門的知見をもって行うことを基本的な任務とする。

- (1) 運営方針案の作成及び成果目標達成に向けた監視・管理
- (2) 統合プロジェクト内の資金の配分額及び配分方式に関する提言
- (3) 研究開発の加速等のため、拡充の必要な事業の提案
- (4) 新規事業等の提案
- (5) 担当する統合プロジェクトの推進等のため、関連する他の統合プロジェクトにおいて実施することが必要な措置の提言
- (6) PS及びPO間の調整並びにアクティビティの確認
- (7) 後進の育成

(8) 世界の最新の情勢の把握等その他運営に必要な事項

2 PDは、担当する統合プロジェクトの特色を踏まえて、前項各号に掲げる業務の全部又は一部の業務を行うものとする。

(PDの委嘱及び要件)

第4条 PDは、優れた学識経験を有する者で担当する統合プロジェクトに係る各事業の制度の運用及び課題の評価等に関する見識を有し、健康面を含めPDとしての業務に必要な時間を割くことができる、任期の開始日において75歳に達していない者のうちから、理事長が委嘱する。

2 担当する統合プロジェクトにおける目指す事業運営において特に必要であると認めるときは、理事長は、前項の規定にかかわらず、任期の開始日において75歳以上で80歳に達していない者を、所定の手続を経て委嘱することができる。

(PDの任期等)

第5条 PDの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、担当する統合プロジェクトにおける人材状況等により、特に必要でありやむを得ないと認めるときは、80歳以上である者を再任することができる。

第6条 削除

(PSの基本的任務)

第7条 PSは、担当する事業等に関して次の各号に掲げる業務を、専門的知見をもって行うことを基本的な任務とする。

- (1) 運営方針案の決定
- (2) 課題評価の結果の確認
- (3) 採択課題、採択条件等の案の決定
- (4) 課題間の資金の配分額及び配分方式の確認
- (5) 研究開発計画の確認
- (6) 事業等の進捗管理の実施
- (7) 現地調査の実施
- (8) PDと協力し、PO間の調整
- (9) 後進の育成
- (10) その他運営に必要な事項

2 PSは、担当する事業等の特色を踏まえて、前項各号に掲げる業務の全部又は一部の業

務を行うものとする。

(PSの委嘱及び要件)

第8条 PSは、優れた学識経験を有する者で担当する事業等の制度の運用及び課題の評価等に関しての見識を有し、健康面を含めPSとしての業務に必要な時間を割くことができる、任期の開始日において70歳に達していない者のうちから、当該統合プロジェクトのPDの意見を聴取した上で理事長が委嘱する。

2 担当する事業等における目指す事業運営において特に必要であると認めるときは、理事長は、前項の規定にかかわらず、任期の開始日において70歳以上で80歳に達していない者を、所定の手続を経て委嘱することができる。

(PSの任期等)

第9条 PSの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、担当する事業等における人材状況等により、特に必要でありやむを得ないと認めるときは、80歳以上である者を再任することができる。

第10条 削除

(POの基本的任務)

第11条 POは、担当する事業等に関して、PSと協力して次の各号に掲げる業務を、専門的知見をもって行うことを基本的な任務とする。

- (1) 課題評価の結果の確認
- (2) 採択課題、採択条件等の案の決定
- (3) 課題間の資金の配分額及び配分方式の確認
- (4) 研究開発計画の確認
- (5) 課題の進捗管理の実施
- (6) 現地調査の実施
- (7) 後進の育成
- (8) その他運営に必要な事項

2 POは、担当する事業等の特色を踏まえて、前項各号に掲げる業務の全部又は一部の業務を行うものとする。

(POの委嘱及び要件)

第12条 POは、専門知識及び研究経験を有し、専門知識に基づく判断ができるとともに、研究開発の動向を把握し、健康面を含めPOとしての業務に必要な時間を割くことができる、任期の開始日において70歳に達していない者のうちから、当該事業等のPSの意見を

聴取した上で理事長が委嘱する。

- 2 担当する事業等における目指す事業運営において特に必要であると認めるときは、理事長は、前項の規定にかかわらず、任期の開始日において70歳以上で80歳に達していない者を、所定の手続を経て委嘱することができる。

(POの任期等)

第13条 POの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、担当事業等における人材状況等により、特に必要でありやむを得ないと認めるときは、80歳以上である者を再任することができる。

第14条 削除

(利益相反マネジメント)

第15条 機構は、PD、PS及びPOによる業務実施の公正性・透明性を確保し、国民からの懸念が生じることがないように対応することの重要性に鑑み、PD、PS及びPOの利益相反マネジメントを行うものとする。

- 2 PD、PS及びPOは、担当する統合プロジェクト又は担当する事業等の研究開発課題における研究開発代表者又は研究開発分担者となることができない。
- 3 PD、PS及びPOは、機構から利益相反の状況について申告を求められた場合には、正確に申告を行わなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、PD、PS及びPOの利益相反マネジメントの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第16条 PD、PS及びPOは、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱の解除)

第17条 PD、PS及びPOの担当する統合プロジェクト又は担当する事業等における目指す事業運営において特に必要があると認めるときは、理事長は、第4条、第8条又は第12条による委嘱を解除することができる。ただし、PS又はPOの委嘱を解除する場合には、それぞれ当該統合プロジェクトのPD又は当該事業等のPSの意見を聴取するものとする。

(兼任の制限)

第18条 PD、PS又はPOに他のPD、PS又はPOの職を兼任させるときは、過度の負担を強いることのないようにしなければならない。

(機構の職員との連携)

第19条 PD、PS及びPOは、任務を行うに当たっては、機構の職員と十分に連携及び協力を行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、PD、PS及びPOに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第53号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月18日規則第72号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成30年12月26日規則第107号)

この規則は、平成30年12月26日から施行する。ただし、改正後の第3条、第7条、第9条第1項及び第11条の規定は、平成31年4月1日以後に任期が開始するものから適用する。

附 則(令和2年3月25日規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日規則第6号)

この規則は、令和4年6月16日から施行する。